

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

2023年5月10日（No.26／1） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

「賃金制度等の一部改正」に係る団体交渉を開催！

J R 四 国 労 組 は 本 日、「賃金制度等の一部改正」に係る団体交渉を行った。

3月17日の春季生活闘争に係る団体交渉終了後に会社より提案を受けたものであり、業務手当を新設した上で、一部の特殊勤務手当及び職務旅費について見直すとの内容であった。本部はこれに対し、解明すべき事項について申第16号により申し入れを行ったところ、以下のとおり会社より回答があった。

【申第16号「賃金制度等の一部改正について」の解明申し入れについて】

1 賃金制度等を一部改正し業務手当を新設する理由を明らかにされたい。

現在、現業機関等の業務見直しに向けた検討を進めていますが、その中で当社の手当及び旅費については制度が複雑であり、事務担当者の負担が大きい実態が明らかになっています。

今回、特に負担の大きかった一部の特殊勤務手当及び職務旅費の取扱いを整理し、新たな手当の新設により支払要件を大幅に簡素化することで、事務業務の効率化につながることから、見直しを実施することとしました。

2 系統毎の業務手当支払額設定の根拠を明らかにされたい。

今回廃止とする特殊勤務手当及び職務旅費の過去5年間の支払実績から、原則手当毎に系統別で最も多く支払実績のあった者の年間支払額を基準に設定しています。ただし、職務旅費について、システムでの実績抽出が困難な系統では、それぞれの旅費について通常勤務の中で想定される最大支払額を試算することにより支払額を設定しています。

なお、駅・ワープ、ものがたり企画室、機械建築、乗務員については、廃止とする特殊勤務手当の支払実績は無く、日当（職務旅費）のみの支払実績となっています。また、保線、電気、工場、検修については、特殊勤務手当と日当（職務旅費）の支払実績があります。

3 出向中の社員及びエキスパート社員への業務手当の支払いについて、考え方を明らかにされたい。

業務手当の支払対象となっている箇所の業務（事務を除く）と類似した業務を行うグループ会社出向者への支払いを想定しています。

なお、該当するグループ会社の出向者であっても、上記と異なる業務を行っている者については、対象外とします。

J R 四国労組ニュース

2023年5月10日（No.26／2） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

4 業務手当の支払いについて、会社が特に必要と認めた場合とはどのような場合が明らかにされたい。

複数の勤務箇所で兼務をしている場合など、業務実態に即して必要と認められる場合を想定しています。

5 今回の見直しによって廃止となる職務旅費の日当のうち、助勤旅行の廃止は不利益変更であると考えるが会社の考え方を明らかにされたい。

これまでの助勤の実態を踏まえると、業務手当の金額が1箇月あたりの助勤旅費の日当支払額を下回るケースがあるのは長期助勤を行う乗務員だけですが、今回新設する乗務員に対する業務手当は、従前の乗務員の乗務旅行で支払われうる職務旅費の日当の最高額で設定しているため、助勤期間を除けば、基本的には従前よりも1箇月あたりの支払額が多くなります。長期助勤を行う乗務員が将来にわたって助勤を継続することは考え難いことから、今回新設する業務手当は、長期的に見ると不利益な変更には当たらないものと考えており、現時点で提案内容を見直す考えはありません。

<主な交渉内容>

組 合：系統毎の業務手当支払額設定にあたり、過去5年間で最も多く支払実績のあった者を基準としているとのことだが、系統により差が生じているのはなぜか。また、過去5年とは何年から何年までか。

会 社：金額の差は、系統の違い及び手当の違いによるものである。工務系統の職場では似たような業務に従事することもあると思うが、保線区と電気区で業務内容に違いがあり、それに応じて支払われている手当も異なることから差が生じている。

実績の調査は2017年度から2021年度までの5年間が対象である。

組 合：支給対象者について確認したい。例えば運転区所であれば、乗務員及びその管理業務に従事する者、検修業務及びその管理業務に従事する者とされているが、指導担当や運転科長など事務担当者以外は対象になるとの認識で相違ないか。

会 社：専ら事務を担当する社員以外は支給されるが、管理職社員は除く。一般職であれば、駅長、区長等の管理者も対象となる。

組 合：出向者に対しては、支払対象と同様の業務等に従事する場合に支払うとされているが、同じ出向先であっても、他系統の業務に従事することがある。どう把握するのか。

会 社：出向者の取り扱いは、今後関係するグループ会社と調整し詳細を決定していきたいと考えるが、基本的には専ら従事する業務に応じて決定していく。これは出向のみならず社内でも同様の取り扱いである。出向当初は適切に

J R 四国労組ニュース

2023年5月10日（No.26／3終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

把握できていても、期間の途中で業務内容が変わることもあり得る。一定の整理を行った上で、業務内容把握の必要性についてグループ会社に適切な周知を行い、運用していくこととしたい。

組 合： 予め適切に整理を図るべきと考える。人によって支給された、されていないといったことがないように取り組まれない。

月額で支給額が設定されているが、月の途中で、例えば乗務員から検修業務に変わった場合はどうなるのか。また、会社が特に必要と認めた場合は支払うとしているが、例えばその業務に1日だけ従事した場合には支払われるのか。

会 社： 業務内容や所属箇所が月の途中で変更となった場合は、職務手当と同様に日割り計算し、対応する業務手当を支給する。

1日だけ従事した場合は、専らその業務に従事しているとは言えない。臨時的に発生する業務に対し支払うことは考えていない。

組 合： 職務旅費のうち、助勤旅行に係る日当を廃止することだが、これまでより支給額が下がるため、不利益変更になると考える。回答にもあるとおり長期助勤を行う可能性があるのは乗務員だけだが、要員需給が逼迫する中で居所を変えるという負担を伴いながらも対応している点に鑑み、提案内容は見直すべきである。

会 社： 前回の提案時にも説明したが、職務旅費の日当は通信費として支給しているものであり、業務用携帯電話の貸与も行われている昨今、日当を支給する意味合いは薄れてきている。

長期的な観点では不利益変更にあたらないと考えるが、断面的に見れば支給額が下がっていることも認識はしており、貴側の指摘についても会社としては受け止めているところ。

組 合： 管理者の職場管理の負担も考慮されたい。要員確保に努め、助勤自体なくすべきとの声もあがっている。

団体交渉終了後、業務対策委員会を開催し、解明申し入れに対する会社回答により一定の整理は図られたものの、引き続き適切な見直しの内容となるよう交渉を継続することを確認した。

以上